

主な改正点は次のとおりです。

第1 法人税基本通達関係

複利の方法による現在価値に相当する金額の計算（基通 13 - 1 - 11 改正）
借地権等の設定によりその土地の時価が10分の5以上低下し土地の所有権の一部の譲渡があったものとされる場合において、借地権等の設定に伴い、通常の場合の金銭の借入れの条件に比し特に有利な条件による金銭の借入れその他特別の経済的な利益を受けるときは、その特別の経済的な利益の額を権利金に含めて課税することとされています（法令 138 ）。

この場合の特別の経済的な利益の額は、その借入金額から、その借入金額について返済期間に応じた「通常の利率」の10分の5に相当する利率による複利現価率を乗じて計算した金額（借入返済金額の現在価値）を控除した金額とされています（法令 138 ）。

この「通常の利率」については、財産評価基本通達に定める基準年利率と同水準とする形で改正を重ね、改正前は年 3.0%と定めているところですが、課税時期の金利情勢等をより適切に反映させるため、平成 16 年 6 月の財産評価基本通達の改正により基準年利率を各月ごとに定めて公表することとされたことから、法人税の取扱いを定めた本通達においてもこの基準年利率によることとしています。

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

1 第 65 条の 15（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）関係

「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月閣議決定）の実施の一環として、平成 16 年 7 月 1 日に都市基盤整備公団及び地域振興整備公団が廃止され、その業務を承継する独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）が設立されました。機構は、新規の宅地分譲事業は行わず、都市基盤整備公団から承継した土地の処分等を早急に進めることとされています。

平成 16 年度の税制改正により、機構が都市基盤整備公団から承継した業務のうち国土交通大臣の認可を受けた計画（以下「認可計画」といいます。）に係る業務が施行される場合において、その認可計画の施行区域内の都市計画施設の用に供される土地等を有する法人が、その認可計画に従って、法人の有する土地等と機構のその認可計画の施行区域内にある事業用地との交換を行ったときは、その交換について圧縮記帳を認めるという制度が創設されています。

交換に伴い施行区域外用地を取得した場合（措通 65 の 15 - 2 新設）

本通達においては、認可計画施行区域内の土地等を交換により譲渡し、その対価として施行区域内用地とともに、施行区域外用地を取得した場合は、当該施行区域外用地の時価相当額を交換差金に該当するものとして取り扱うことを明らかにしています。

認可計画施行区域内の土地等とそれ以外の資産を交換により譲渡した場合（措通 65 の 15 - 3 新設）

本通達においては、認可計画施行区域内と認可計画施行区域外にまたがる一の土地等を交換により譲渡した場合には、認可計画施行区域内の土地等に係る部分についてのみ、この特例の適用があることを明らかにしています。

2 以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算（措通 65 の 15 - 4 新設）

本通達においては、2 以上の交換取得資産を取得した場合における個々の交換取得資産の圧縮限度額は、その 2 以上の交換取得資産の取得価額の比により交換譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額を按分して計算することを明らかにしています。

2 第 66 条の 4（国外関連者との取引に係る課税の特例）関係

準ずる方法の例示（措通 66 の 4 (5) - 1 新設）

平成 16 年度の税制改正により、移転価格税制における独立企業間価格の算定方法に取引単位営業利益法が追加され（措令 39 の 12 ）、この取引単位営業利益法に該当するものとして、具体的な二つの方法のほか、これら二つの方法に「準ずる方法」が新たに掲げられています。本通達においては、この「準ずる方法」として、次の二つの方法を具体的に例示しています。

国外関連取引に係る棚卸資産の買手が、法人から購入した棚卸資産を用いて製造した製品を非関連者に販売している場合に、当該製品の非関連者に対する販売価格に、比較対象取引の売上高営業利益率を乗じて計算した金額を買手の営業利益とし、これに基づいて国外関連取引の対価の額を算出する方法

一方の国外関連者（A）が法人から購入した棚卸資産を更に他方の国外関連者（B）を通じて非関連者に販売している場合に、A - B 間の取引価格を通常の取引価格に引き直した上で、取引単位営業利益法に基づいて国外関連取引の対価の額を算出する方法

第 3 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

連結納税に係る取扱い（耐通 6 - 1 - 1 新設）

本通達においては、連結法人が連結納税に係る申告を行う際の耐用年数の適用等に関する取扱いについて、単体法人の取扱いを準用することを明らかにしています。